

離婚届を出された方へ

離婚のお届けに関連して、以下の手続きが必要な場合があります。

※市外にご住所がある方は、住所地の市区町村役場の担当課にお尋ねください。

※本文中のお問い合わせ先は倉敷市役所本庁のものです。支所の連絡先は裏面をご覧ください。

◆ 住民票の異動

お問い合わせ先

現在配偶者の方が世帯主になっている場合は、住民票の続柄が「妻（夫）」から「同居人」に自動的に変更されます。お引越しする場合や世帯を分ける場合は、住所異動のお届けをお願いします。	市民課窓口係 1階4番窓口 (086)426-3265
--	-----------------------------------

◆ マイナンバーについて

離婚届や住所異動によって氏や住所が変わる方は、個人番号カードの記載事項変更の手続きが必要です。	市民課窓口係 1階4番窓口 (086)426-3265
---	-----------------------------------

◆ 印鑑登録

離婚届により氏が変わる方が、「氏」又は「氏名」の印鑑で印鑑登録されている場合は、登録証が自動的に廃止されます。必要であれば、再度登録手続きをお願いします。	市民課窓口係 1階4番窓口 (086)426-3265
---	-----------------------------------

◆ 健康保険

離婚届により、氏や資格に変更のある方（配偶者の方の扶養になっている場合など）は、手続きが必要な場合があります。詳しくは、現在加入されている健康保険の窓口又は住所地の国民健康保険の窓口へお尋ねください。	国民健康保険課 1階8番窓口 (086)426-3282 ※国民健康保険加入の場合
--	--

◆ 年金の手続き

離婚届により、氏や資格に変更のある方（配偶者の方の扶養になっている場合など）は、手続きが必要な場合があります。詳しくは、住所地の国民年金の窓口へお尋ねください。	市民課国民年金係 1階7番窓口 (086)426-3291
離婚時の厚生年金又は共済年金には分割制度があります。請求期限は離婚をした日の翌日から2年です。詳しくは、年金事務所又は各共済組合へお尋ねください。	倉敷東年金事務所 (086)423-6150 倉敷西年金事務所 (086)523-6395

◆ 児童手当、児童扶養手当

児童手当について、変更等のお届けが必要な場合があります。また、一定の条件を満たしている場合に、児童扶養手当が支給されることがあります。詳しくは、申請人の住所地の担当課へお尋ねください。	子育て支援課 1階14番窓口 (086)426-3314
--	------------------------------------

◆ ひとり親の相談

ひとり親家庭等を対象に、育児、就業相談、生活に関する様々な相談をお受けしております。	子育て支援課 (母子・父子自立支援員) 1階14番窓口 (086)426-3358
--	--

◆ 養育費・面会交流の相談

養育費・面会交流に関する電話相談をお受けしております。	養育費相談支援センター 0120-965-419 携帯電話からは (03)3980-4108
-----------------------------	---

◆ ひとり親家庭等医療費の助成

一定の条件を満たしている場合に、医療費を助成をする制度です。詳しくは、申請人の住所地の担当課へお尋ねください。	医療給付課 1階9番窓口 (086)426-3395
---	----------------------------------

◆ 弁護士による一般法律相談(予約制)

弁護士による一般法律相談(予約制)を行っています。詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



生活安全課
1階20番窓口
(086)426-3111

◆ お子様の戸籍について (入籍届)

子の親権を父、母どちらが行う場合でも、子の戸籍や氏に変更はありません。母(又は父)の戸籍への入籍を希望される場合は、子の住所地を管轄する家庭裁判所で子の氏の変更許可の申立てをしてください。

- 1 必要な書類等を家庭裁判所へ確認する。
- 2 子及び母(又は父)の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等を準備する。
- 3 家庭裁判所で子の氏の変更許可の申立てをする(郵便で提出することもできます)。
- 4 入籍届を市役所の戸籍の窓口へ提出する。
(用紙は戸籍の窓口にあります)
持参するもの ・家庭裁判所の許可書謄本
・届出人の認印(注1)

※注1 入籍届の届出人は、子が15歳以上であれば本人、15歳未満であれば法定代理人(通常は親権者)です。届出人があらかじめ入籍届の用紙に必要な事項を記入し、署名していれば、持参するのはどなたでもかまいません。届書への押印は任意です。押印した場合はその印鑑をお持ちください。

市民課戸籍係
1階3番窓口
(086)426-3265

岡山家庭裁判所
倉敷支部
(086)422-1393
岡山家庭裁判所
児島出張所
(086)473-1400
岡山家庭裁判所
玉島出張所
(086)522-3074
岡山家庭裁判所
(086)222-6771

各支所のお問い合わせ先

児島支所

市民課	1階1番窓口	(086)473-1112
児島保健福祉センター福祉課	1階5番窓口	(086)473-1119
国保介護課	1階4番窓口	(086)473-1114

玉島支所

市民課	1階1番窓口	(086)522-8112
玉島保健福祉センター福祉課	1階4番窓口	(086)522-8118
国保介護課	1階5番窓口	(086)522-8185

水島支所

市民課	1階1、2番窓口	(086)446-1112
水島保健福祉センター福祉課	2階3番窓口	(086)446-1114
国保介護課	2階2番窓口	(086)446-1123

庄支所

庄支所市民係	1階	(086)462-1212
--------	----	---------------

茶屋町支所

茶屋町支所市民係	1階	(086)428-0001
----------	----	---------------

船穂支所

船穂支所市民税務係	1階	(086)552-5100
-----------	----	---------------

真備支所

市民課	1階2番窓口	(086)698-1113
玉島保健福祉センター真備保健福祉課福祉係	1階4番窓口	(086)698-5113
国保介護係	1階3番窓口	(086)698-5112